

中小企業の経営資源の集約化に資する税制について

Q 経営力向上計画の認定を受けると、経営資源集約化税制という制度が活用できると聞きました。この制度の概要を教えてください。

A 中小企業の経営資源の集約化に資する税制（経営資源集約化税制）とは、経営資源の集約化（M & A）によって生産性向上等を目指す、計画（経営力向上計画）の認定を受けた中小企業者等が、計画に基づいてM & Aを実施した場合に、以下の措置を活用できる制度です。

- ・ 設備投資減税（中小企業経営強化税制）
- ・ 準備金の積立（中小企業事業再編投資損失準備金）

（注1）中小企業者等とは、資本金または出資金の額が1億円以下の法人、資本または出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1000人以下の法人をいう。

◆各制度における具体的な措置

内容

1. 設備投資減税について

中小企業者等が、令和7年3月31日までに、経営力向上計画に基づいて、後述するA〜D類型いずれかの要件に該当する一定の設備を取得等した場合に、取得価額の10%（資本金3000万円超の中小企業者等は7%）の税額控除または全額即時償却のいずれかを選択適用することができます。

(1) 生産性向上設備（A類型）

一定期間内（表①）に販売されたモデルであり、経営力の向上に資するものの指標（生産効率、エネルギー効率、精度など）が旧モデルと比較して年平均1%以上向上している設備で、工業会等の証明を受けたものが対象です。

(2) 収益力強化設備（B類型）

年平均の投資利益率が5%以上となる見込まれる投資計画に記載され、

税理士または公認会計士による事前確認の上、経済産業局の確認を受けた設備が対象です。

(3) デジタル化設備（C類型）

遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にし、認定経営革新等支援機関による

金子尚貴

税理士法人アフエックス
（商工研相談業務委嘱先）
税理士・公認会計士

事前確認の上、経済産業局の確認を受けた設備が対象です。

(4) 経営資源集約化に資する設備（D類型）

令和3年4月の税制改正において新設されました。M & A後に取得するもので、M & Aの効果を高める設備が対象です。

修正ROA（総資産利益率）

または有形固定資産回転率が表②のいずれかの要件を満たす投資計画を作成し、税理士または公認会計士による事前確認の上、経済産業局の確認を受けたものであることが必要となります。

2. 準備金の積立について

中小企業者等のうち、令和6年3月31日までに、事業承継等事前調査（実施する予定のデューデリジェンス（注2）（以下、DD）の内容）に関する事項が記載された経営力向上計画の認定を受けたものが、株式取得によってM & Aを実施する場合に（取得価額10億円以下に限る）、株式

表① A類型：設備の種類別販売時期

設備の種類	販売開始時期
機械装置	10年以内
工具	5年以内
器具備品	6年以内
建物附属設備	14年以内
ソフトウェア	5年以内

表② D類型の要件

計画期間	有形固定資産回転率	修正ROA
3年	+2%	+0.3%ポイント
4年	+2.5%	+0.4%ポイント
5年	+3%	+0.5%ポイント

出所：表①②ともに中小企業庁「中小企業の経営資源の集約化に資する税制 概要・手引き」令和5年4月

表③ 「設備投資減税」申請の流れ

- ①申請者は、導入を予定している設備がそれぞれの類型に該当していることについて、工業会等（A類型）または経済産業局（B～D類型）の証明・確認を受け、工業会証明書または確認書の交付を受ける
 - ②①の証明書・確認書を添付して、経営力向上計画を主務大臣に申請する。認定を受けた場合、主務大臣から、計画認定書と計画申請書の写しが申請者に交付される
 - ③認定を受けた経営力向上計画に基づき取得した経営力向上設備等については、税法上の要件を満たす場合には、税務申告において税制上の優遇措置を受けることができる
- ※税務申告の際には、②の経営力向上計画および計画認定書（いずれも写し）の添付が必要

表④ 「準備金の積立」申請の流れ

- ①M&Aの相手方が決まったタイミング（基本合意後等）で、経営力向上の内容に株式取得を含み、かつ事業承継等事前調査の内容を記載した経営力向上計画を策定し、主務大臣の認定を受ける。申請時における添付書類としては、申請書（様式1）に加えて、以下のものが挙げられる。
 - ・事業承継等事前調査チェックシート
 - ・事業承継等に係る基本合意書等の相手方の合意を示す資料
 - ・事業承継等に係る誓約書
 - ②認定計画の内容に従って株式取得を実行した後、主務大臣に対して事業承継等を実施したことおよび内容について報告し、確認書の交付を受ける。報告時における添付書類としては、事業承継等報告書（様式5）に加えて、以下のものが挙げられる。
 - ・株式譲渡契約書の写し
 - ・承継した事業に従事する従業員の配置の状況について記載した書類
 - ・事業承継等事前調査チェックシート
- ◆事業承継等事前調査の実施主体が、有資格者（法務DD：弁護士、財務・税務DD：税理士または公認会計士）でない場合、以下の資料についても添付が必要
- ・作成した事業承継等事前調査の報告書
 - ・事業承継等事前調査報告書とチェックシートとの対応関係を示す資料
- ③税法上の要件を満たす場合には、税務申告において準備金積立額について損金算入ができる
- ※税務申告の際には、①の申請書および認定書、②の確認書（いずれも写し）の添付が必要

出所：表③④ともに中小企業庁「中小企業の経営資源の集約化に資する税制 概要・手引き」令和5年4月、「中小企業の経営資源集約化に資する税制 Q&A」

- ・株式を取得した法人が合併により合併法人に当該株式を移転した場合（全額）
 - ・取得した株式を発行する法人が解散した場合（全額）
 - ・取得した株式の帳簿価額を減額した場合（相当分）
 - ・株式を取得した法人が解散した場合（全額）
 - ・取得した法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、または取りやめた場合（全額）
 - ・右記以外の場合において準備金を取り崩した場合（相当分）
- (3) 5年経過後
- ・据置期間経過後、5年間にかけて均等額で準備金を取り崩し、取崩額は益金算入となります。
 - ・なお、次のケースは準備金積立の対象外となります。
 - ・取得価額10億円超のM&A
 - ・事業譲渡、合併、株式交換等
 - ・同一の者に支配された法人間（グループ間）での事業の移転
 - ・親族内での株式移転
 - ・外国法人株式の取得
- * 設備投資減税および準備金の積立における申請の流れについては、表③④を参照ください。

等の取得価額として計上する金額（取得価額、手数料等）の一定割合の金額を準備金として積み立てたときは、その事業年度において損金算入できる制度です。

(注2) DDとは、M&Aを実施するにあたって、買手企業が売手企業に対して、財務や法務の状況について詳細に調査することをいう。

(1) M&A実施時

買手企業は、株式等の取得対価の70%を限度として、任意の金額を準備金として積み立てることができ、積立額については損金算入となります。なお、損金算入できる時期については、株式を取得した日（株式譲渡契約書等に記載されている株式の移転時期）の属する事業年度と

なります。

(2) 取崩要件該当時

以下の事由が発生した場合は、準備金を取り崩し、取崩額は益金算入となります。

- ・経営力向上計画の認定を取り消された場合（全額）
- ・取得した株式を売却等を行うことで所有しなくなった場合（全額または相当分）

